

要 旨

平成 7(1995)年に発生した阪神淡路大震災、平成 23(2011)年の東日本大震災と、日本国内では大地震や豪雨災害が毎年のように発生している。また、気象庁によると南海トラフ地震は 30 年以内にM8~9 クラスの地震が発生する確率を 70~80%としており、いつ大規模災害が発生しても不思議ではない。

これまでも災害によって公文書等が被災し、国文学研究資料館や国立公文書館等によって被災公文書等に対する修復支援事業、いわゆる被災公文書等のレスキュー事業が行われてきた。東日本大震災以降、沿岸地域の庁舎の高台移転がほぼ完了していること、また近年の DX 化に伴い和歌山県内の市町村でも現用公文書の電子化が進んでいることから、現用公文書が被災しレスキューが必要となる可能性は低い。しかしながら、民間所在の古文書や市町村で所蔵する歴史的公文書等については、被災する危険性がある。

そこで本稿では、民間所在資料及び市町村で所蔵する歴史的公文書等を災害から守り、被災後に適切なレスキューを行うための必要な防災対策について検討する。とくに文化財レスキューへ参加するためには、館の安全と最低限の業務を維持継続できることが前提となる。

そのため、第 1 章では和歌山県立文書館と防災対策について、保存と利用に係る通常業務の確認を行い、南海トラフ巨大地震による和歌山県及び和歌山県立文書館の被害を想定する。

第 2 章では、公文書等の防災対策について、これまで当館が行ってきた民間所在資料保存状況調査と各都道府県の業務継続計画における公文書館業務の位置付けを確認し、災害が発生した場合の市町村との連携・協力体制についての取組を比較する。

第 3 章において、第 1 章と第 2 章を踏まえて、南海トラフ巨大地震が起こった場合に発生する応急対策業務及び通常業務への移行段階に生じる業務を整理し、優先順位を設定した。それにより、当館が文化財レスキューに参加可能な復旧段階を示した。

今後の課題について、事前の防災対策として市町村で所蔵する歴史公文書等の調査を通じて市町村との連携・協力の強化を行うとし、最後に文化財レスキューの具体的な内容の検討を進めていく段階へ進んだ、とする。